

通関業法施行規則の一部を改正する省令（案） 参照条文

◎ 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）による改正後）

（許可の申請）

第四条 通関業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 一五（省 略）

2 前項の許可申請書には、申請者の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。

（欠格事由）

第六条 財務大臣は、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、通関業の許可をしてはならない。

一 心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者として財務省令で定めるもの

二 一〇一（省 略）

（確認）

第三十一条 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称その他政令で定める事項を財務大臣に届け出て、その者が次項の規定に該当しないことの確認を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、通関士となることができない。

一 第六条第一号から第九号までのいずれかに該当する者

二 一〇三（省 略）

◎ 通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（抄）

（通関士の確認に係る届出事項）

第十三条（省 略）

2 法第三十一条第一項の規定による届出に関する書面には、当該届出に係る者が同条第二項第一号及び第二号の規定に該当しないことを証する書面その他参考となるべき書面を添付しなければならない。